

裁判所職員倫理審査会規則

平成12年2月10日最高裁判所規則第5号

改正 平成16年10月6日最高裁判所規則第15号

裁判所職員倫理審査会規則を次のように定める。

裁判所職員倫理審査会

(組織)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第十条の規定により設置される裁判所職員倫理審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び委員二人をもって組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とする。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長及び委員の任命)

第二条 会長及び委員は、人格が高潔であり、職員（裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、最高裁判所が任命する。

(会長及び委員の任期)

第三条 会長及び委員の任期は、四年とする。

2 補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長及び委員は、再任されることができる。

4 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第四条 会長又は委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（平一六最裁規一五・一部改正）

(罷免)

第五条 最高裁判所は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(政治的行為の制限)

第六条 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会議)

第七条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び少なくとも一人の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第一条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、最高裁判所事務総局において処理する。

(補則)

第九条 この規則及び他の法令に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月六日最高裁判所規則第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、破産法（平成十六年法律第七十五号。附則第七条において「新破産法」という。）及び破産法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の施行の日から施行する。